

# スペイン憲法のアイデンティティと 憲法第168条第1項の検討

— 本質的憲法改正手続条項に列挙される条文の妥当性 —

野 口 健 格

- 一 はじめに — 問題の所在 —
- 二 憲法第168条第1項に列記されている条文の検討
- 三 現行憲法制定過程における第168条第1項の設立趣旨
- 四 憲法改正の実質的限界論
- 五 日本との比較
- 六 おわりに

## 一 はじめに — 問題の所在 —

### (1) 問題の所在

現在、わが国において憲法は混乱の状況にある。第二次安倍内閣の発足によって民主党政権下で続いていた「ねじれ国会」が解消され、法案審議も正常な状況に戻ったが、首相は集团的自衛権行使の容認のため、憲法解釈の変更を企て、巨大与党の数の力を背景として与党内の議論を進め、結果として十分な審議がなされたとはいえない状況で政府解釈の変更を成し遂げてしまった。ただし、関連法案の整備は、今後召集される国会に先送りとのことである。これまで自衛隊と憲法第9条の問題は、賛否は別としてわが国の行く末を左右する重要な政治的課題であり、この問題は、改憲問題の中でもとりわけ重要なものであるが、現在の世論の状況で改正手続を行い自衛隊（軍）の海外派遣（兵）を容認することは難しいように思われていた。そのため、まず安倍首相は、“第一の矢”として今年の初めか

ら憲法改正手続<sup>(1)</sup>の改正に関する議論<sup>(2)</sup>を展開し、改正手続の基準を緩和する方向で進めようとした。しかしながら、この手法は、内外から激しい批判にさらされ、現在は沈静化しつつある。結果として出てきたのが、“第二の矢”に位置付けられる内閣法制局による憲法解釈の変更なのである。これも歴代の内閣法制局長官が次々と懸念を表明していた<sup>(3)</sup>が、安倍内閣は長官人事に介入し、政治主導の名のもとに小松一郎長官（故人）を任命し、政府解釈の変更を成し遂げたのである。もちろん、“第三の矢”が憲法改正であり、戦後レジームからの脱却を標榜する安倍内閣の最終的な目標であることは言うまでもない。つまり、憲法の周辺状況に変更が生じたことによって、憲法の規範としての力を維持する名目で改憲手続に着手しようとしていると思われる。このような憲法を取り巻く一連の流れのなかで共通しているのは、安倍内閣（現在の政治）による憲法軽視の姿勢である。憲法は、国の最高法規であるとともに、権力の恣意的な行使から個人を守る制限規範性が強調される。本来、コントロールされる側の政治が、憲法による制約を鬱陶しく思うのは当然であるが、それこそが憲法の役割であり、憲法の制限規範性を弱めようとする政治的な手法に対して、権力を監視する国民として特に警戒しなくてはならないだろう。もちろんのことであるが、「憲法改正権」はわが国における主権者国民が有している。

憲法は政治の法とも呼ばれ、憲法改正のごとき事象を政治と切り離して議論することは非常に困難である。わが国にはわが国なりの政治状況があり、他国の憲法改正事情と単純に比較してしまっては本質を見誤りかねない。わが国の憲法学がこれまで参照してきた米英仏独は、言うまでもなくこれまで何度も憲法を改正（修正）してきた経緯があり<sup>(4)</sup>、国家形態や法律制度もわが国とは異なる。であるからこそ、わが国独自の憲法改正を行い、自主憲法を制定することが重要であるという主張には、一定の理解が可能である。しかしながら、わが国の議論の材料として、他国のそれを分析・検討することの重要性も同時に理解ができる。本稿では、これまでわ

が国の憲法学の世界で一般的になされてきた憲法改正論議ではなく、一風変わった憲法改正手続条項を持つスペインの議論について検討を試みることにより、新たな材料を提供できるのではないかと考えている。これは、現在の改憲論議に何らかの示唆を与えるだけでなく、本来われわれ国民が国家権力に対して向かい合うべき姿勢を再認識させるきっかけを与えてくれるのではないだろうか。

## (2) 本稿の射程

現行スペイン憲法<sup>(5)</sup>の改正手続条項の特徴は、改正手続を「部分改正 (La reforma parcial de la Constitución)」と「全面改正 (La revision total de la Constitución)」の二つに分けて設けているところである<sup>(6)</sup>。この二つの条項は、19世紀のスペイン立憲主義が発展する過程で、憲法改正が無限界の状態、ときに硬性憲法、ときに軟性憲法という運用をされてきた為、憲法秩序が不安定だったことから、その反省として設けられたものである。つまり、現行憲法制定者の意図としては、これらの条項によって形式的には無限界である憲法改正について、憲法条文上でその条文に関する改正について優先順位をつけてしまうことで、憲法規範の安定性を高めることが狙いであった。ただし、全面改正に該当する条文の内容は、一部の国家にとって重要と思われる規定に関しては、同様に本質的な変更がはされたとみなし、全面改正の条項を適用することになっている。また、この条文（憲法第168条第1項）は、「不可侵性条項 (Cláusula de intangibilidad)」<sup>(7)</sup>とも呼ばれ、スペイン憲法の特徴の一つとなっている。そもそもなぜこの条文が設けられたのか、憲法制定権者達は何を意図してこの条文を作ったのか、仮にこの制憲者意思に否定的な民意が形成された場合、どのように対処するのか。現代スペインの政治状況も踏まえて検討する必要があるだろう。

## 二 憲法第168条第1項に列記されている条文の検討

第168条第1項の条文は、「憲法の全面改正、または序編、第1編第2章第1節もしくは第2編に関する部分改正が提案されたときは、各議院の3分の2の多数でその原則を可決し、直ちに国会を解散する」とある。ここで明文として規定されている「序編」、「第1編第2章第1節」、「第2編」の内容をそれぞれ検討することでスペイン憲法のアイデンティティーが見えてくるのではないだろうか。

### (1) 条文の内容

#### 1 序編

序編は、第1条は法治国家、国民主権、議会君主制に関するもので、第2条は国家の統一性、自治州、第3条は公用語、第4条は国旗、州旗、第5条は首都、第6条は政党、第7条は労働組合、使用者団体、第8条は軍隊について規定されており、国家の根幹が規定されたものとして捉えられている。第9条は、憲法・公権力の役割について明記されている。

#### 2 第1編第2章第1節

第1編第2章第1節は、主に基本的権利および公的 자유について規定されている。内容としては、第15条が生命権、拷問の禁止、死刑の廃止についてきていされており、第16条は思想・宗教の自由、国教の禁止、公権力と教会との協力関係、第17条は自由および安全に対する権利、法的手続の保障、第18条は名誉権、プライバシー権、肖像権、居住の不可侵、通信の秘密、第19条は居住・移転の自由、出入国の自由、第20条は表現の自由、教授の自由、情報に対する権利、アクセス権、第21条は集会の権利、第22条は結社の自由、第23条は参政権、公職就任権、第24条は裁判を受ける権利、第25条は遡及処罰の禁止、受刑者の権利、第26条は名誉裁判所の廃止、第27条は教育に対する権利、教育の自由、大学の自治、

第28条は労働組合を結成する権利、同盟罷業権、第29条は請願権について規定されており序編と同様に国家にとって重要な規定として認識されている。

### 3 第2編

第2編は、王制に関するものである。第56条は国王の地位・称号・不可侵・無答責性について規定されており、第57条は王位継承の原則、第58条は国王の配偶者、第59条は摂政、第60条は未成年国王の後見人、第61条は国王・皇太子・摂政の宣誓、第62条は国王の権能、第63条は国王の対外的権能、第64条は副署、第65条は王室経済について規定されており、わが国においては皇室典範によって規定されているような内容も憲法典の中に一部組み込まれているのがわかる。

## (2) 条文の特徴と国内的意義

### 1 憲法の序編

スペインにおいて憲法の基本原理とされるのは、第1条から第9条に明記された事項であるが、第2条に国家としての特徴が表れている。というのも、第1項で国家としての統一性について訴えておきながら、同時に第2項で民族や地域に対する配慮から、スペインに存在する各勢力への広範な自治の保障を謳っている。それは、条文内の「解消不可能な統一性 (la indisoluble unidad)」や「スペイン人の共通かつ不可分の祖国 (patria común e indivisible de todos los españoles)」という文言からも伺える。これは、歴史的にスペインが抱える地域問題に加え、フランコ独裁が生み出した体制派と反体制派という色分けによって生じたイデオロギー対立が複雑に絡み合った結果生じた状況なのである。そのため、「中央と各地域との権限配分の争い」とは一概に言えないところにその特徴がある。つまり、前述の強い意味を含有する言葉を条文内に多少大袈裟にでも明記しなければ、現行憲法制定の際に新国家体制を形成することが難しかったのである<sup>(8)</sup>。もちろんこの対立は、現行憲法制定から30年以上が経過した現

在でも続いており、しばしば各地域は独立のための運動が散見される。その他の条文を見ても、第8条の軍隊に関する条文と憲法・公権力の役割について明記された第9条以外の条文は、第2条のようにスペインの地域問題を抱えたスペインを如何に緩やかにかつ確実に統合するかに腐心した形跡が見られるものとなっている。

## 2 第一編第二章第一節

基本的権利および公的自由に関しては、第15条から第29条が該当条文である。これらの条文の特徴は、刑事手続を中心とする適正手続の保障によって構成されている。しかしながら、これらすべてがフランコ独裁体制の反省から生まれたものと断言することは出来ない。もちろん独裁体制下では、民主主義社会のなかで当然保障されている集会・結社の自由や表現の自由、移動の自由、通信の秘密などの権利はあるはずもなく、フランコは体制維持のために管理社会を構築していたわけであるから、これらを体制崩壊とともに民主化の名目で設置しようとすることは自然な流れである。問題は、スペイン市民がフランコ独裁を打倒したのではなく、時の流れによってもたらされた独裁者の死が、体制変更へのきっかけとなったことである。例えば、フランス革命のような事象が生じた場合、旧体制に対するアンチテーゼとして、個人の権利を守ることを名目にこれらの条文を設置することができるのだが、制憲議会は、独裁後の民主化を実現するため、これらの条文の必要性は認識しつつも、同時に、体制の完全否定ではなく対立する国内勢力の融和をまずは実現しなければならなかったのである。そもそもが、民主化の守護者として活躍した国王<sup>9)</sup>が、即位時点でフランコの後継者とされていたため、民主化や新憲法の制定に関しても旧制度との法的・政治的な連続性を意識しなければならない状況が存在したのである。例えば、カトリック教会はスペイン国内でも国教的な地位にあり、憲法第16条第1項や第2項でいくら思想の自由や国教の禁止を謳ったとしても、実態はカトリック国家であるため、第3項には「公権力は、スペイン社会の宗教的信条を考慮し、カトリック教会およびその他の宗教

と当然の協力関係を維持する」と書かざるを得ないのである。このような規定の背景には、他のカトリック国でもみられることであるが、独裁者フランコ自身がカトリック教徒であるため、教会とフランコ体制の繋がりが浅くはなかったことがある。このことを強調してしまうと、カトリック教会は、スペインにおいて“民主化の敵”になってしまいかねないので、敢えてこのような文言になっているのである。

### 3 第二編

スペインの王制は、第56条から第65条にその内容が規定されている。条文の特徴としては、国王が国家元首であることや軍隊の最高指揮権を有する権能を持つことが明記されているので、日本のような完全象徴君主ではなく、ある程度、権能を有した君主として位置づけられている。もっとも、これは独裁者フランコの後継者であることを考えれば当然のことであろう。それ以外の規定に関しては、概ねその他の立憲君主国と比べても遜色のないものとなっている。ただ、近年は男女平等を求める国内世論の影響を受けて、第57条の王位継承の原則にある同一親等内では男子が女子よりも優先するという規定のあり方も検討されている状況にある。ちなみに、王室制度に関する憲法規定を第168条第1項の本質的改正事項に含めるかどうかで議論もあったようだが、フランコの後継者という点と当時の国内世論から考えれば、現在のものが概ね妥当であったようである。

#### (3) 第168条第1項に列記されていないが重要度の高いと思われる 条文の存在

以下で紹介する条文は、総則的な条文であるにもかかわらず、第168条第1項に入らなかったものである。憲法制定過程の政治勢力間の合意を得るために様々な議論を繰り返されてきたなかで、総則規定の内容には、当然、スペイン国民としての一体性やスペイン国民として享受できる自由や平等を謳う必要があった。しかしながら、現憲法が非常に不安定な政治状況で制定されたため、総論的な条文を地域間対立で改正をしなければな

らなくなったときのために、第168条第1項（不可侵性の条項）に敢えて加えないことによって、解釈に幅を持たせ、憲法の柔軟性を持たせようとしたと考えられている<sup>(10)</sup>。

### 1 第10条（基本的人権の尊重）<sup>(11)</sup>

内容的に条文を解釈すれば、当該規定の重要性は言わずもがなであるが、第168条第1項の趣旨は、重要な条文をすべて列挙して規範を守ることではないと思われる。あくまで憲法秩序を守ることが法の趣旨であって、言い換えれば、憲法秩序のコントロールという観点から設けられたということができよう。つまり、技術的には憲法改正の限界を示唆することであったとしても、何もそれは明示的になされなければならないとは限らなかった。ということは、当該条文自体の重要性は認識しつつも憲法保障の観点からは必ずしも必要不可欠な条文とは捉えられていなかったことがわかる。

### 2 第14条（法の下での平等）<sup>(12)</sup>

現代の憲法学における差別からの解放は、国境を問わず重要な事項であり、法の下での平等の観点からも否定できるものではない。それに、人権論における議論の出発点も、異なる他者の尊重であり、民主国家であるならばどの国の憲法典にもこのような趣旨の規定は存在するはずであるので、その重要性は疑いようがない。前述の第10条でも述べたように、憲法第168条第1項に含まれていない理由は、憲法のコントロールという点で必ずしも必要なものではなかったのである。

以上のことからわかるのは、現行憲法制定時のスペインでは、憲法の人権保障に比べ憲法保障的な議論のほうがはるかに重要なウエイトを占めていたということである。

### （4） スペイン憲法のアイデンティティー（？）<sup>(13)</sup>

スペインにおける議論で確実にスペイン憲法のアイデンティティーだと言えるのは、国家としての統一性、民主政体、立憲君主制であろう<sup>(14)</sup>。



なぜなら、独裁体制からの転換をうたった憲法にとって、なくてはならないものだからである。ということは、第168条は、スペイン憲法のアイデンティティーを明示したものであるということもできる。しかしながら、核心とされていながらも、完全に一致しているかということそこまでは言い切れない条文も存在する。その代表的なものが第2条<sup>(15)</sup>で「国家の統一」と「地域主権の保障」という一見して矛盾する二つの要素を織り込んで明記している<sup>(16)</sup>。また、序編の中央と地方の調整のための条文なども、全スペイン国民が納得しているとは思えない。このような観点で考えた場合、この文脈で使用するアイデンティティーには“スペインの同一性”という意味だけでなく、“スペイン的な事情”という意味も含まれているようである。そもそも、スペイン国内には“スペイン”や“スペイン人”という表現を使用することに抵抗のある人も存在する。このような状況から自己同一性の要素を汲み取るのは難しいが、ある意味スペインの特徴を明らかにしているということは言えるように思われる。

### 三 現行憲法制定過程における第168条第1項の設立趣旨

これまで条文に関する検討を試みてきたが、スペインの改憲規定はどのような過程を経て設置されるに至ったのかを概観していくことにする。

#### (1) 「政治改革法 (Ley para la Reforma Política)」(1977年)

この法律は、当時有効であったフランコ時代の基本法を改正することを主な目的としている。新憲法の制定時に問題になったのは、文字通り新たな憲法を制定するのか、法秩序の連続性を重要視するかということであった。この点では、わが国の憲法が制定された際にとられた手続に共通するところがあるように思う。同法には、改正手続に関して通常の手続および例外的な手続の規定が設けられた。

通常の手続は、①提出された憲法改正案は下院および上院の絶対多数の

賛成を必要とし、②上院の意見が下院と異なる場合には、両院の混合委員会 (Comisión Mixta) を設置するというものである。ただし、③混合委員会においても合意が得られないときは、両院合同本会議の絶対多数で議会の意思を決定する。④国王は、憲法改正案を裁可する前にこれを国民投票に付すというものである。

一方、例外的な手続は、国王が国民に対し直接憲法改正案を提示し、国民投票に付し、議会が国民投票の結果を承認する。議会の議決が国民投票と一致しない場合、議会は解散され新たな選挙が行われるというものである。

## (2) 制憲議会における主な検討課題<sup>(17)</sup>

### 1 君主制か共和制の選択

スペインは、国内において市民革命は起こってないので王制反対派は存在していたものの、明確に王制を打倒しようとする勢力は育たなかった。それ以上に、スペイン内に潜在する地域間対立の問題の一つとしての意味合いが濃かった。それは、王制に伴う権力への懐疑よりも、あくまで自らの地域と対立する勢力としての“敵”が存在していたに過ぎない。つまり、地域の権力機関は王制でも共和政でもあまり違いはなかったということになる。スペインにおいて歴史的な対立とは、王制と共和制のものではなく、異なる地域ごとに存在していたものなのである。それは、現在共和政を求める地域にもかつて王がいたことから明らかである。そのため、民主化の過程で共和制を求める勢力が、共和主義を譲れない一線とは必ずしも捉えていなかったことになる。スペインにおける共和主義者とは、主にフランコ独裁に対抗する勢力として認識する必要があるだろう。

### 2 国と宗教 (カトリック教会) の関係

スペインにおける宗教と言えば、カトリックであろう。フランコ時代やそれ以前から政治権力とカトリック教会との間には深い関係があり、時として癒着があったことも事実である。ただこの点は、独裁的な権力者が宗

教の権威を権力を維持・補強する手段として利用してきた歴史からみて特に不思議なことではない。ドイツのヒットラーもイタリアのムッソリーニも同様の手段を試み、戦時中の日本も国家神道は都合よく利用された。であるからこそ、独裁体制に対するアンチテーゼは宗教に対しても当てはまるのである。結果的に設置された憲法第16条第3項は、「いかなる宗派も国家的性格を持たない」としつつも、「公権力は、スペイン社会の宗教的信条を考慮し、カトリック教会およびその他の宗派との当然の協力関係を維持する」と明記しており、その他の宗教とは扱いが異なっている。

### 3 異なる言語・文化を持つ諸地域をいかにして共存させるか

スペインにおける地域問題を象徴する地域としてカタルーニャ・バスク・ガリシアを挙げることができる。というのもこれらの諸地域は歴史的に使用言語が異なり、1492年にレコンキスタが完了し、スペイン王国が統一された後もそれぞれの地域に諸王が存在した。また、文化的にもキリスト教・イスラム教・ユダヤ教やロマ（ジプシー）等が混ざり合っており多様性が確認できる。さらに、フランコ体制下では、それらに対する弾圧も行われたため、地域間の対立の根は深いものになってしまった。制憲議会は、これらの異なる勢力間の妥協を必要としており、全体にとって座りの良いものが求められた。このような状況を考慮して現代的な国家を建設する必要があったため、憲法第2条や第8編による自治州制度によって一定程度の自治を各地域に認め、独立の機運を抑えた経緯がある。そのため、自治州の規定は、いわゆる地方自治を規定した憲法条文としては、他国と比べても非常に長大なものになっている。緩やかな制度を創設しつつ、その制度の根本は不可侵性条項によるコントロール下に置くことで、より強い強度で保護しているのである。

## 四 憲法改正の実質的限界<sup>(18)</sup>

スペインの憲法改正手続条項が他にない構造になっている理由に関して

は、いまだに論じきれていない。それもそのはず、スペインの専門家ですらこの条項は不自然であるという見解を示している者が少なくない。本来、憲法典の条文は抽象的規範性があるからこそ解釈に幅があり国家的な難題にも柔軟に対応することが可能となっているが、複雑な改正条項だけでなくこのような憲法典に内包した制約が存在することは本来的には不自然である。このことは、スペインの政治的な不安定さと歴史的な側面が理由として考えられる。本質的ではなく偶発的で一時的な政治の理由からこのような合意が形成されてしまったようである。このような不自然さを孕んだ原理について以下検討を試みる。

### (1) 不可侵性条項 (La cláusula de intangibilidad)

#### 1 不可侵性条項の政治的意義：憲法的正統性 (la legitimidad constitucional)

「不可侵性条項」という文言は、制憲過程において古典的な形式主義を重ねずる考え方を打破し、憲法のなかに社会的・政治的価値を具体化させることを意図した結果のようである。しかしながら、不可侵性条項は、法規の相対化や政治化をもたらすことも明白なのであり、形式的な憲法と実質的な憲法との間で平衡や歩み寄りが見られるのも確かである<sup>(19)</sup>。

#### 2 不可侵性条項の法的意義：憲法の超法規性 (la superlegalidad constitucional)

この条項は、法規の解釈をするだけでなく、法の権力性を拘束することにもなり得る。つまり、憲法典の中にこのような記述があることで、権力行使の過程で制約を課することができるということである<sup>(20)</sup>。

#### 3 明示された限界の法的価値の否定：二段階手続のなかにみる論理とその批判

そもそも不可侵性条項と呼ばれるだけあって、改正規定に組み込む中身が革命的な行為も含んでいるため、実質的には二段階の手続というよりも通常の改正条項のみの場合と大差はないのではないかという指摘であ

る<sup>(21)</sup>。

## (2) スペイン憲法改正の実質的限界論

### 1 憲法典内の文言の有無には関係なくその根拠を読み取ることができるもの

#### A. 憲法改正手続規範の不可侵性

スペイン憲法の本質的改正手続の条項である第168条には、その対象として、改正に関して規定した憲法第10編（第166条～第169条）の文言はない。つまり、憲法が自らを改正する手続を改正することは、本質的な問題ではなく技術的な問題であると自己認識していることになる。しかし、第168条に明記されたカテゴリーの条項は、憲法の構造的な基本原理を明文化したものも含まれており、仮に第168条に改変が加えられる場合には、基本原理の変更にも連動するので、この条項には実質的限界があると捉えることができるのではなかろうか。

#### B. 国家における国際法の不可侵性

スペイン憲法第3章の国際条約に関する規定も、憲法第168条の本質的改正の手続を要するカテゴリーには入っていないが、憲法改正権の限界と捉えることができるであろう。ここで言う国際条約とは一般的な慣習国際法と統合に関するヨーロッパ法のことである。まず、一般的な慣習国際法であるが、スペイン憲法は第96条第1項で、既にスペイン国内で効力を有している国際条約に対し手を加えることは、当該条約で定める形式または国際法の一般原則に従ってのみ行うことができるとしている。また、憲法第93条に憲法に由来する権限を国際機関へ移譲することについて明記しており、これらの条項から憲法第168条のカテゴリーとは別の限界が読み取れる。加えて、憲法第10条第2項は「憲法に定める基本的権利および自由に関する規範は、世界人権宣言並びにスペインが批准した人権に関する国際条約および国際協定に従ってこれを解釈する」としており、この条項も、憲法自身が認めた憲法改正権の限界として捉えることができる。

次に、統合に関するヨーロッパ法についてであるが、本来的には国際条約と同様の性質を持つものである。しかし、ヨーロッパ統合そのものを重要視するスペインの立場から、ヨーロッパ統合に関する条約は、国際条約以上に高次の限界があるのではないかとされている。当然、憲法第93条<sup>(22)</sup>によって超国家的機関としてのヨーロッパに憲法由来の権限を移譲することが前提にあり、権限移譲した部分の改正についても、憲法改正権の対象に出来ないはずである。つまり、ヨーロッパ法も実質的には憲法自身が認めた憲法改正権の限界と捉えることができる。ちなみに、硬性性を強調してはいるが、内に対する憲法保障は固く、外からの憲法保障には軟らかいという現実が指摘でき、これまでの改正事例についても、ヨーロッパ法経由で改正が行われた場合、実に容易に改正が行われるという現実が存在する。

### C. 法秩序の構造的な原理の不可侵性

これらは、条文上は第168条による憲法改正手続に服する項目ではあるが、実質的に、現代スペインが一国家として改正することは難しいと思われるものである。

a) 「法治国家の原理」は、憲法第1条第1項に「スペインは、社会的かつ民主的な法治国家として構成され、その法秩序の最高の価値として、自由、正義、平等および政治的多元主義を擁護する」と明記されており、この条文自体はもちろんのこと、この原理から派生する規範についても改変することは困難であるといわれている<sup>(24)</sup>。

b) 「民主国家の原理」も法治国家の原理と同様、憲法第1条第1項から導き出されるもので、フランコ独裁体制からの脱却から出発した現代スペインにとって、この原理は、実質的限界であるだけでなく絶対的限界でもあるとされている。

c) 「自治国家の原理」とは、スペイン特有の自治州制度に由来するものである<sup>(25)</sup>。連邦国家の「州」と一般的な県の中間的な位置付けである「自治州」は、「州」ほどの権限は持ち合わせていないものの、スペインの多

様な地域性を象徴する制度として存在している。現在17の自治州と2つの自治市（北アフリカにあるセウタ、メリージャ）が制定されている。これらの自治州は独自の議会をもち、教育や医療、社会保障などの地域住民の生活に直結する分野で幅広い自治権を付与されている。憲法第2条には「憲法は、スペイン国民の解消不可能な統一性、すなわち、すべてのスペイン人の共通かつ不可分の祖国に基礎を置き、これを構成する諸民族および諸地域の自治権、並びにこれらすべての間の連帯を承認し、かつ保障する。」と規定されており、地域主義を掲げるスペインにとって上述の二つの原理と同様、憲法自体が認める実質的限界があるとされている。また、この原理もフランコ独裁体制下での中央集権的統治と地域主義弾圧という歴史的反省から成立したものである。なお、憲法第8編「国の地方組織」の条項の中にも第二条と連動するものがあるため、仮に第8編を改正する場合は、割当てられている技術的改正の手続では済まないのではないかという問題がある。つまり、第8編の修正により第2条にも変更が及ぶ可能性があるため、手続的には本質的憲法改正として行われなければならないというのである<sup>(26)</sup>。

d) 「社会国家の原理」であるが、これは憲法第1条および第9条第2項から読みとれる。第1条で公権力が国民に由来することを前提とし、第9条第2項で公権力の役割が各人の自由と平等を実現することであり、積極的な市民参加を促す内容となっている。つまり、ここでいう社会国家の原理とは、スペインが一国家として歩んでいくにあたり将来的な方向性を宣言し、実行していくためのものであり、社会政策に関する条項の根拠となる原理でもある。これもまた実質的に見た場合、改正することが困難なものと捉えることが出来るだろう<sup>(27)</sup>。

## 2 実証的に捉えた「限界」：自由・正義・平等・政治的多様性

### A. 法秩序における最高の価値

これらの項目は、当然、スペインの法秩序のなかでも優越的に置かれていると考えられている。憲法第168条第1項にカテゴライズされているの

はもちろんのこと、憲法第1条第1項に明記されている内容そのものである。憲法の目的が、権力をコントロールすることであるとしたら、自由・正義・平等・政治的多様性は当然保障されなければならない。憲法改正権力がこれらの項目に触れること自体が、憲法秩序を破壊することに直結すると考えられるため、ここに、実質的な限界があるのはもちろんのこと、絶対的な限界もあるだろうという考えである<sup>(28)</sup>。

#### B. 人間の尊厳と生来侵すことの出来ない権利

スペイン憲法第10条第1項では基本的人権の尊重について明記されており、それは、政治的秩序と社会平和の基礎と位置付けている。ところが、現代先進諸国に共通する常識として当然の内容であるこの条項が、第168条の本質的改正の手続には服さず、第167条の技術的改正の条項によって改正されるのである。これは、スペインで否定的に捉えられており、内容的にみてもここにも実質的な限界があると考えられる。またそれは、第10条第1項が他の人権保障条項の核心であることから、第168条のカテゴリーにないことは現代情勢に適合的ではないだろう。例えば、個人の尊厳から派生する条項として、第24条（裁判を受ける権利）と第25条（遡及処罰の禁止、受刑者の権利）を挙げることが出来るが、これらの条項は、第168条の本質的改正の手続を必要とするカテゴリーに分類されており、この点からも基本的人権の尊重を謳った第10条第1項がこのカテゴリーに入っていないのは疑問が残るとしている<sup>(29)</sup>。

#### C. 国家としてのスペインの永続的な統一性

スペイン憲法は第2条で国家としての永続的な統一性に関して規定しているが、スペイン特有の自治州制度にも表れる地方分権を考慮するならば、ダブルスタンダードだと言わざるを得ない。そもそも「一つのスペイン」を掲げた独裁体制下では、全国一律に統治され地域性や地域ナショナリズム運動に対しては極めて厳しい態度がとられていたが、独裁者フランコ亡き後、地域主義の名の下にいくつかの地域が独立する虞があったため、ときの憲法制定者達は実質的には連邦主義を採用したかのようにみえ



る。そして、同時に国家としてのスペインも強調する条項を設置し現在の国家形態になったのである。このような措置をとらなければ、当時のフランコ独裁の反動としての地域主義を抑えられなかったという経緯がある。そして、このスペインの国家形態に関する憲法上の規範については、当然、第168条による本質的改正の手續のカテゴリーに分類されている。憲法第2条は、国家の永続的な統一性と自治国家の原理を両立させることに価値を見出している<sup>(30)</sup>。

## 五 日本との比較

### (1) スペインの憲法改正状況

現行のスペイン憲法は、これまでに二度憲法改正が行われたものの、どちらも第167条による国民投票を伴わない手續によって改正されており、超硬性性を有する本質的改正手續の回避する対応をした。

#### 1 マーストリヒト条約批准に伴う憲法改正（1992年）

この事例<sup>(31)</sup>では、スペイン憲法第13条第2項が改正され、互惠主義の原則に基づき、地方自治体の選挙において外国人の被選挙権も認められた。その要旨は、マーストリヒト条約批准に伴い、「欧州市民」(ciudadanía europea) に被選挙権をも含む地方参政権を認めるマーストリヒト条約と、外国人の地方参政権のみを認める（地方選挙における被選挙権を認めない）憲法との間に抵触が生じたことが発端となった。同条約G条C項（その後欧州共同体を設立する条約第8b条第1項に組み込まれた）は、EU構成国の域内に居住するEU市民は、居住国の国民でない場合でも、居住する構成国の地方自治体選挙において、当該国民と同一の条件の下に選挙権および被選挙権を有すると規定している。しかし、憲法第13条第2項は、スペイン人のみが第23条が認める諸権利（参政権）を享受するが、互惠主義の基準に留意して、条約または法律が市町村選挙における選挙権について定める場合を除く旨規定している。

憲法第95条第1項の、憲法に抵触する条項を含む国際条約の締結に際しては、事前の憲法改正を必要とすると定める。また、同条第2項は、内閣またはいずれかの議院は、憲法に対するそのような抵触が存在するか否かについて、憲法裁判所に宣言<sup>(32)</sup>を求めることができるとする。上記の規定に基づき内閣は、マーストリヒト条約批准にあたり、同条約と憲法との間に矛盾が存在するか否かについて憲法裁判所に宣言するよう要請した。憲法裁判所は、マーストリヒト条約G条C項の規定は、EU諸国の国民に市町村選挙の被選挙権を認めていないスペイン憲法第13条第2項の規定に抵触するので、第167条に従って改正すべきであると宣言した。このとき政府は、国民投票の必要性について打診したが、同裁判所は、国民投票にかけるまでもないと回答しており、国民投票は実施されなかった。

## 2 財政健全化のための憲法改正 (2011年)<sup>(33)</sup>

この事例では、財政債務に関する第135条の全面的な改正が行われ、また、改正に合わせた附則と最終規定が定められた。その要旨は、次のとおりである。

- ① 国、自治州及び地方自治体ともに、その活動を「予算の安定性 (estabilidad presupuestaria) の原則」に適合させなければならない。
- ② 国及び自治州の構造的な財政赤字につき、国内総生産 (GDP) に応じて上限を組織法で定める。その際、国及び自治州の構造的な財政赤字 (= 財政赤字の中でも景気変動による増減の影響を受けないもの) は、例えば欧州連合 (EU) の定める許容限度 (= いわゆる経済収斂基準の中の「過大な財政赤字を防ぐための参照値」が想定されている。この参照値の1つは「単年度の財政赤字がGDP比で3パーセントまで」である。) を超えてはならない。地方自治体は、予算上の均衡を達成しなければならない。
- ③ ②の組織法は、2012年6月30日より前に承認されなければならない。②の上限に関する施行は、2020年からである。
- ④ 自治州は、その規則及び予算上の決定において、財政上の安定性の

原則を効果的に実施することに資する措置を講じなければならない。スペインでは、自治州が交通、医療、福祉、教育等の住民サービスに直結する分野で大きな役割を担い財政規模が大きいいため、その財政健全化を規定したものである。

議会の審議の特徴は、「スピード審議」であったことで、その理由は、改正の必要性が大きかったことと、与党（社会労働党／PSOE）と野党（国民党／PP）の事前合意（各院90%以上の議席占有率）で、少数政党の意見は考慮しなかったことである。

## （2）日本における憲法改正の学問的理解

憲法改正に関する学問的な立場として、大きく分けて「憲法改正無限界説」と「憲法改正限界説」があるが、わが国では、憲法改正に限界があるという考え方が通説的な地位を占めている。以下ではわが国における両者の一般的な理論を概観し、わが国の限界論について考察する。

### 1 憲法改正無限界説<sup>34)</sup>

- ① 法実証主義的改正無限界説は、憲法が国家の最高法規である以上、これより高次の法の存在を認めない。したがって、憲法改正権は確かに法として存在する権利であるが、国家または憲法以前に存在し、改正権と区別される制憲権は、単なる社会的実力に過ぎない。通常、改正権の限界は、制憲権の授権による限界として説明されるが、制憲権が法的存在でない以上、法的な意味で改正権の限界を生ずるはずがないとする立場である。
- ② 主権全能論的改正無限界説は、主権は、唯一、絶対、不可分の存在と定義される。そして、憲法改正もまた主権者によってなされる。主権が絶対的なものである以上、主権に基づく改正権は、実質上は制憲権と同質の権力であると考えられる。しかし、形式上は憲法によって作られた権力である。したがって、改正手続を改正することはできないが、それを遵守する限り対象については無限界

であると考えられる立場である。

## 2 憲法改正限界説<sup>(35)</sup>

- ① 法論理的憲法改正限界説は、憲法の基本原理を内容とする憲法規定とそれ以外の憲法規定の間に効力上の区別を認め、基本原理に基づいて作られた権力である憲法改正権によって基本原理を変更することは法論理的に不可能とする立場である。これによると限界を超えた改正がなされた場合には、憲法制定権力の発動により革命が生じたとして当該変更の有効性と正当性が承認されることになる。
- ② 自然法論的憲法改正限界説は、人間の尊厳を核心とする人権と民主主義の原理をもって超実定法的自然法に拘束されるとする立場である。これによると限界を超えた改正は無効とされ、そうした無効の憲法にたいして抵抗権の発動が認められる。

## 3 わが国における憲法改正限界論<sup>(36)</sup>

- ① 制憲権否定の禁止としての無限界説は、憲法改正権は、制憲権によって与えられた権限であるから、自己の存立の基盤というべき制憲権を破壊するような改正は自殺行為であるとする。すなわち、上述の主権全能論を承認した上で、しかし、天皇主権から国民主権への変換のような、制憲権そのものを破壊するような場合を改正として説明することはできないというものである。芦部信喜は、「憲法改正権とは、憲法以前の始源的な憲法制定権力（「制憲権」）が、近代法治国家の合法性の原理に基づいて、『最初の制憲行為自体に自らを憲法の中に組織化し、自然状態から法的形式に準拠する権力へと転化し』たものであり、いわゆる『制度化された制憲権』として特徴づけうるものである」と述べている<sup>(37)</sup>。
- ② 現行憲法の基本原理限界説は、現行憲法の基本原理といわれる、国民主権、基本的人権、平和主義の三つが憲法改正権の限界になるとするものである。
- ③ 憲法改正規定限界説の代表的な論者として清宮四郎が挙げられる

が、この説は、「第一に、改正規定は、憲法制定権にもとづくものであって、憲法改正権にもとづくものではなく、改正権者が自身の行為の根拠となる改正規定を同じ改正規定にもとづいて改正することは、法論理的に不可能であるばかりでなく、改正権者による改正規定の自由な改正を認めることは、憲法制定権と憲法改正権の混同となり、憲法制定権の意義を失わしめる結果となるからである。硬性憲法の軟性憲法への変更を、憲法改正規定によって根拠づけることは、法的に不可能といわねばなるまい。」というものである<sup>(38)</sup>。だから、上記の論理だけだと、憲法制定権を侵害しない限度の憲法改正規定の修正は可能という答えが導けそうである。そこで、国民投票という部分を完全に切り捨てる形の改正が、制定権力への侵害になるかどうかを検討してみなければならない。今日では、形式的憲法が硬性憲法であることは当然とされており、むしろどの程度の硬性度を持たせるのが妥当かが問題となる。硬性度が高ければ、その分だけ法制度の安定性の確保が容易になる。他方、その分だけ社会状況の変化に追従した柔軟な対応が難しくなるからである。

- ④ 明示的禁止規定限界説は、憲法が明示的に改正を禁じている規定については、制憲権を侵害することになるから、改正規定に基づく改正もできないというべきである。この説によれば、前文の「そもそも国政は、(中略)これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理にもとづくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」、第9条の「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、・・・(中略)国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」、第11条第2項の「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」、第97条の「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努

力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」が禁止を暗示している文言を含むとしている。

現在、憲法改正に対する賛否を問う世論調査があるが、そもそも、憲法改正をするということに賛成かどうかを国民レベルで知ることにはあまり意味がないという指摘もあり、結局は条文ごとに改正議論が異なり、しかも改正されたからと言ってその運用は、また別に専門家の手を介して行われるので、国民の意識と改憲内容が必ずしもリンクしないという指摘もある。ただ、2012年4月27日に出された自民党による日本国憲法改正草案に対しては、専門家的レベルで厳しい指摘があった。

### (3) 憲法第96条改正問題

国会議員や一部の改憲論者が主張する世界一の硬性憲法<sup>(39)</sup>という理解は、他国の制度と比較すれば客観的に誤りだということがわかるが、では憲法第96条というわが国の憲法改正規定は“限界”ということが出来るのだろうか。実際のところ政治は、おおよそ学問的な理解とは掛け離れた動きをしており、憲法制定権力と憲法改正権力の問題<sup>(40)</sup>は国民レベルではお呼びでない感じすらしてしまう。しかしながら、わが国でも今回の騒動をきっかけに憲法に対する関心が、否が応でも高まってしまったことにより、政治に対して監視の目を向けることの重要性を再確認することに繋がったのかもしれない。いずれにせよ、憲法改正手続条項が限界を示しているかどうかについてはっきりさせることはできないものの、憲法の制限規範性に対して権力の脅威が迫っていることの警鐘を鳴らすことと理解することはできるはずである。

### (4) スペインで同様の議論は可能か

学説として無限界説が通説で限界を認める意見の多い日本の制度と同列には論じられないが、スペインでもこのような議論はあり得る。なぜな

ら、スペインにおける憲法改正の実質的限界論も存在するからである。本稿で言及したようにスペインにおいて、不可侵性条項を「見当違いの条文」とするか、「憲法保障の強固な一面」があらわれたものとするかで見解が分かれるところだが、憲法典の中に存在するスペインの国家的イデオロギーや価値を確認する役割はあるだろうし、少なくとも憲法の特徴や国民に対する政治的メッセージを明確化する役割はあったであろう。やはり、国家的に重大な変更がされようとしている状況に警鐘を発するということはできよう<sup>(41)</sup>。

## 六 おわりに

これまで述べてきたように、第168条第1項に、改正の限界を暗示する条文を設けることによって、憲法秩序を保護するというスペイン的なアプローチは、課題も多く、汎用性を持っている制度であるとは言いがたい。しかしながら、政治的な対立を調整し妥協点を見いだそうとした結果設けられた点を考察し、検討することには、一定の意義があるのではないだろうか。少なくとも、一風変わった憲法保障の一形態としてわが国に紹介することは意義があったように思う<sup>(42)</sup>。条文の妥当性の観点からすれば、必ずしも憲法的な定説には当てはまらないかもしれないが、憲法を国家統治の道具と捉えれば、スペイン特有の憲法事情も理解することが可能なのではないだろうか。

憲法は、政治家の所有物でもなければ、憲法をよく理解している者の所有物でもない。憲法は主権者国民の全員ものである。であるからこそ、憲法改正権は国民が行使しなければならないのである。もちろん改正内容に責任を持つのは時の改正権（制憲）者である政治権力者たちである。しかし、政治家を選び改正内容を承認するのは、国民一人一人である。スペインでは、憲法改正手続に国民投票を伴わない方法もあり、これまでの2回の憲法改正ではどちらもこの手続（第167条）が取られた。このことに対

し、国家の重要な決定に国民が直接参加できないのはおかしいとしてデモに訴える動きもみられた。憲法という国家の最高規範の取り扱いは難しい。他国の例を見ても憲法の変更によりその後の国家政策が大きな変更を伴うことが少なくない。わが国に漂う閉塞感や政治的無関心が、これまで国民自ら国家の重要な決定事項に直接参加してこなかったこと（70年近く前の現行憲法制定時は別として）が理由であるという指摘には納得できるところもある。もちろん、そうしてこなかった戦後政治の責任は重く、イデオロギー対立により護憲・改憲に分かれて憲法改正論議を生産的に行ってこなかったことも忘れてはならない。であるならば改憲をしてすっきりしてしまおうという空気になってしまうこともあり得る。それでもなお注意が必要である。何かが起こってからでなければ動かず、議論に消極的な日本人には酷かもしれないが、憲法改正論議<sup>(43)</sup>をすることの重要性を認識すべきであろう。

また、今後の課題としては、憲法改正をする際に国民投票を経ない手続でしか憲法を改正したことのないスペインで、その手続を回避していることの是非について議論が盛んになってきている。本稿で紹介した第168条第1項に明記された条文は国民投票を必ず必要とするものなので、本質的改正の可能性についても検討していく予定である。

#### 注

- (1) 憲法改正手続に関する先行研究として、竹花光範『憲法改正の法理と手続—比較憲法学的考察を中心に』（成文堂、1981年）が挙げられる。
- (2) 憲法第96条の手続規定の改正に関する最近の文献として、伊藤真「なぜ96条を改正してはいけないのか」『世界（第844号 2013年6月）』（岩波書店、2013年）、小林節『「憲法」改正と改悪—憲法が機能していない日本は危ない』（時事通信社、2012年）、高見勝利「憲法改正規定（憲法96条）の「改正」について」奥平康弘・愛敬浩二・青井未帆編『改憲の何が問題か』（岩波書店、2013年）、只野雅人「憲法と憲法改正」法律時報編集部編『法律時報増刊「憲法改正論」を論ずる』（日本評論社、2013年）、長谷部恭男「憲法96条の「改正」」『ジュリスト増刊 論究ジュリスト』2014年春号（有



斐閣、2014年)、奥野恒久「改憲手続の緩和は、何が問題か?」京都憲法会議監修、木藤伸一郎・倉田原志・奥野恒久編『憲法「改正」の論点—憲法原理から問い直す』(法律文化社、2014年)が挙げられる。

- (3) 内閣法制局OBの代表的な著作として、阪田雅裕編著『政府の憲法解釈』(有斐閣、2013年)、同著『「法の番人」内閣法制局の矜持』(大月書店、2014年)が挙げられる。
- (4) イギリスは不文憲法国家であり憲法典を有していないが、議会決議による制定法の改廃や裁判所の判例、国際条約等のうち国家的性格を有する条文に関しては、改憲的な事象が生じたと言うことができる。当然、これらの要素を含有する法的規範は何らかの形で改正・修正等をイギリスは経験している。
- (5) 憲法正文のテキストは、Constitución española, Congreso de los Diputados, (1998)を参照し、邦訳は池田実「附属資料 スペイン憲法(1978年12月29日)〈新訳〉」(参憲資料第6号)『スペイン憲法概要』(参議院憲法調査会事務局、2001年)、23-69頁、黒田清彦「新スペイン憲法試訳(上)」南山法学3巻1号(1979年)、135-194頁、「新スペイン憲法試訳(下)」南山法学三巻二号、(1979年)、149-210頁、を参照した。
- (6) スペインの改憲手続条項に関するものとして、拙稿「スペインにおける二つの憲法改正手続条項の意義」『法学政治学論究』(慶應義塾大学)第82号(2009年)、133-160頁。
- (7) 「不可侵性の条項」に関しては、JOSÉ MAUNEL VERA SANTOS, *La reforma constitucional en España*, (WOLTERS KLUWER ESPAÑA, Madrid, 2007), pp.259-265. が詳しい。
- (8) Cfr. PEDRO DE VEGA, *La reforma constitucional y la problematica del poder constituyente*, (Tecnos, Madrid, 1985), pp.151-160.
- (9) フアン・カルロス1世がスペイン国王として在位したのは1975年11月22日から2014年6月19日であり、1969年に独裁者フランシスコ・フランコから後継者指名を受けたものの、独裁者のような権威主義体制は採らずに立憲君主国を模範とした政治の民主化を推し進めた。そのため、国民からは“民主化の父”として支持を集めていた。現在のスペイン王位は、息子のフェリペ6世が受継いでいるが、これは近年いくつかの王室スキャンダルによる王室人気の低下と前国王自身の人気低下によるもので、生前に王位を委譲することが検討されていた。スペインの現行制度には退位に関する規定がなかったため、同年6月18日に国王の退位に関する法律を上・下両院で可決し国王が署名したために、この時点で王位の委譲が確定し翌日に

新国王が即位する運びとなったのである。

- (10) Cfr. PEDRO DE VEGA, *ibid.* (8).
- (11) 第10条第1項「人間の尊厳、人間の生来侵すことのできない権利、人格の自由な発展、並びに法および他人の権利の尊重は、政治的秩序および社会平和の基礎である」。同条第2項「憲法に定める基本的権利および自由に関する規範は、世界人権宣言並びにスペインが批准した人権に関する国際条約および国際協定に従ってこれを解釈する」。
- (12) 第14条「スペイン人は、法の下に平等であり、出生、人種、宗教、意見その他の個人的または社会的な条件または状況を理由とするいかなる差別も広まることであってはならない」。
- (13) PIEDAD GARCÍA-ESCUADERO MÁRQUEZ, *El procedimiento agravado de reforma de la Constitución de 1978*, (Centro de Estudios Políticos y Constitucionales, Madrid, 2007), pp.131-134.
- (14) 憲法第1条第1項「スペインは、社会的かつ民主的な法治国家として構成され、その法秩序の最高の価値として、自由、正義、平等および政治的多元主義を擁護する」、同条第2項「国家の主権はスペイン国民に存し、すべての国家権力はスペイン国民に由来する」、同条第3項「スペイン国家の政治形態は、議会君主制である」。これらの条文に関しては、スペイン憲法の基本原理を表していると捉えても差し支えない。
- (15) 第2条「憲法は、スペイン国民の解消不可能な統一性、すなわち、すべてのスペイン人の共通かつ不可分の祖国に基礎を置き、これを構成する諸民族および諸地域の自治権、並びにこれらすべての間の連帯を承認し、かつ保障する」。
- (16) 例えば、JOSÉ MAUNEL VERA SANTOS, *La reforma constitucional en España*, (WOLTERS KLUWER ESPAÑA, Madrid, 2007) や PIEDAD GARCÍA-ESCUADERO MÁRQUEZ, *El procedimiento agravado de reforma de la Constitución de 1978*, (Centro de Estudios Políticos y Constitucionales, Madrid, 2007) 等がある。
- (17) Cfr. PEDRO DE VEGA, *ibid.* (8).
- (18) スペイン憲法改正にみる実質的限界論については、拙稿「スペインにおける憲法改正の実質的限界論」『危機的状況と憲法』（憲法理論叢書）第20号（敬文堂、2012年）、249-260頁。
- (19) Cfr. BENITO ALÁEZ CORRAL, *Los límites materiales a la reforma de la Constitución Española de 1978*, (Centro de Estudios Políticos y Constitucionales, Madrid, 2000), pp.333-339.

- (20) Cfr. BENITO ALÁEZ CORRAL, *ídem*, pp.342-344.
- (21) Cfr. BENITO ALÁEZ CORRAL, *ídem*, pp.347-351.
- (22) 憲法第93条「憲法に由来する権限を、国際的な組織または機関に移譲する条約の締結は、組織法により、これを承認することができる。これらの条約、および権限を付与された国際的または超国家的組織による決議は、場合により、国会または内閣が、その履行を保障する」。
- (23) 拙稿「スペイン憲法裁判所における条約の合憲性審査」『法学政治学論究』（慶應義塾大学）第96号（2013年）、1-33頁。
- (24) Cfr. BENITO ALÁEZ CORRAL, *ibid* (19), pp.347-351. 野口・前掲注（6）参照。
- (25) *Ídem*. 同上。
- (26) *Ídem*. 同上。
- (27) *Ídem*. 同上。
- (28) *Ídem*. 同上。
- (29) *Ídem*. 同上。
- (30) *Ídem*. 同上。
- (31) マーストリヒト条約に伴う憲法改正関連の文献として、JUAN FERNANDO LÓPEZ AGUILAR, *Maastricht y la problemática de la reforma de la Constitución (Unión Europea, derechos de los extranjeros y reforma constitucional: teoría y case study)* : *Revista de Estudios Políticos, núm.77*, (Cetro de Estudios Constitucionales, Madrid, 1992), pp.57-58. ARACERI MANGAS MARTÍN, *La Declaración del Tribunal Constitucional sobre El artículo 13.2 de la Constitución (Derecho de sufragio pasivo de los extranjeros) : una reforma constitucional innecesaria o insuficiente: Revista Española de Derecho Internacional, núm.44*, (Instituto Francisco de Vitoria, 1992), pp.385-389. ARACERI MANGAS MARTÍN, *Los Tratados Internacionales (Arts. 93 a96 de la CE). Especial Referencia a la ciudadanía Europea: Revista de Derecho Politico, núm.36*, (UNED, Madrid, 1992), pp.433-444. JORGE CARDONA LLORENS, *Declaración del Tribunal Constitucional de 1 de Julio de 1992 sobre el Tratado de la Unión Europea : Noticias de la Unión Europea*, p.31.
- (32) スペイン憲法裁判所は、a) 自治州憲章およびその他の組織法、b) その他の法律および法律の効力を有する国の規範および行為、c) 国際条約、d) 国会における上下両院それぞれの議員規則、e) 自治州の法律、法律の効力を有する規範および行為、f) 自治州の立法議会、これらに対して違憲の間

- 題に関する違憲性の宣言を下すことができる（憲法裁判所組織法27条2項）。
- (33) 三輪和宏「2011年におけるスペイン憲法改正及び政党間合意の成立—財政健全化に向けた欧州連合加盟国の一つの試み—」『レファレンス平成24年5月号』（国立国会図書館、2012年）、21-41頁参照。
- (34) 芦部信喜『憲法制定権力』（東京大学出版会、1983年）、89-108頁参照。
- (35) 芦部・同上、108-115頁参照。
- (36) 芦部・同上。
- (37) 芦部・同上、51頁。
- (38) 清宮四郎『憲法Ⅰ〔新版〕』（有斐閣、1971年）、405頁。また、清宮の改正に関する著作として『国家作用の理論』（有斐閣、1968年）が挙げられる。
- (39) 硬性憲法と軟性憲法という分類を精密に見ると、ブライス以後の論者が常にブライスと同じ意味でこれらの語を使っているわけではない。主な分類方法は、①通常法律よりも憲法の権威性があることを認めるか否かによって「硬性」、「軟性」を分類する方法（ブライス）、②ブライスの分類基準のうち、変更手続が通常立法手続で変更できるものを「軟性」、変更できないものを「硬性」と分類する方法（イェリネク）、③分類対象を「憲法典」とし、分類基準を「形式的効力」とする方法（宮澤俊義（初期の学説））、④分類対象を「成文憲法」とし、分類基準をその改正手続とする方法（宮澤（後期の学説））である。小嶋和司『憲法概説』（信山社、2004年）、14-16頁参照。
- (40) 憲法制定権力に関する文献として、芦部・前掲書（34）の他に、菅野喜八郎『国権の限界問題』（木鐸社、1978年）、同『続・国権の限界問題』（木鐸社、1988年）が挙げられる。
- (41) FRANCISCO RUBIO LLORENTE, *Rigidez y apertura en la Constitución, Actas de las X IV jornadas de la asociación de letrados del tribunal constitucional, La reforma constitucional: ¿hacia un Nuevo pacto constituyente?*, (Centro de Estudios Políticos y Constitucionales, Madrid, 2009).
- (42) 比較憲法学的な視点を提供してくれるものとして、松本英実「比較憲法の新たな視点」『法律時報』第85巻第5号（日本評論社、2013年）50-52頁は、日本法に対する「ミクスト・リーガル・システム論」のなかで、わが国における独仏英米の影響を指摘しているが、本稿では、それ以外の国（ここではスペイン）のものを取り上げることの部分的な有効性を強調して

いる。

- (43) 憲法改正に関する最近のものとして、岩間昭道「憲法の最高法規性と改正（96条・97条・98条1項・99条）」『法学教室』第405号（有斐閣、2014年）50頁以下、宍戸常寿「「憲法を改正する」ことの意味」『ジュリスト増刊 論究ジュリスト』2014年春号（有斐閣、2014年）、西村枝美「憲法改正の限界」『ジュリスト増刊 論究ジュリスト』2014年春号（有斐閣、2014年）、樋口陽一『いま、「憲法改正」をどう考えるか—「戦後日本」を「保守」することの意味』（岩波書店、2013年）。

